

幼稚園型認定こども園について（概要）

1 概要

認定こども園化を決定している4つの幼稚園について、施設の整備が完了した園から順次、認定こども園へ移行し、質の高い幼児期の学校教育及び保育の総合的な提供を実施する。

2 名称

- (1) 認定こども園文京区立湯島幼稚園（文京区本郷一丁目1番へ移転）
- (2) 認定こども園文京区立柳町幼稚園
- (3) 認定こども園文京区立明化幼稚園
- (4) 認定こども園文京区立後楽幼稚園

3 定員

認定区分 \ クラス	保育機能施設		幼稚園			合 計
	1 歳 (1クラス)	2 歳 (1クラス)	3 歳 (2クラス)	4 歳 (2クラス)	5 歳 (2クラス)	
1号認定			16	26	26	68
2号認定			14	14	14	42
3号認定	10	11				21
合 計	10	11	30	40	40	131

4 教育・保育時間

認定区分	教育・保育	預かり保育	延長保育
1号認定	午前9時～午後2時	午前8時～午前9時、 午後2時～午後6時15分 (長期休業日は午前8時～午後6時15分)	
2号認定	午前7時15分～ 午後6時15分		午後6時15分～ 午後7時15分
3号認定	午前7時15分～ 午後6時15分		午後6時15分～ 午後7時15分

5 スケジュール（予定）

令和7年4月 認定こども園文京区立湯島幼稚園を開設

## 幼稚園型認定こども園について

### 第1 区立幼稚園の認定こども園化

文京区教育委員会では、文京区区立幼稚園の認定こども園化検討委員会の報告を踏まえ、施設の改築・改修に合わせ、その時々々の待機児童数等の状況を総合的に考慮の上、区立幼稚園の認定こども園化を進めることとしており、柳町こどもの森、明化幼稚園、後楽幼稚園及び湯島幼稚園の認定こども園化を決定している。

現在、認定こども園化を決定した4つの幼稚園の施設の整備を進めており、整備が完了した後に順次、認定こども園へ移行し、質の高い幼児期の学校教育及び保育の総合的な提供を実施する。

### 第2 施設の概要

#### 1 認定こども園の類型

幼稚園型（年齢区分型）

≪幼稚園型（年齢区分型）とは≫

学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園に保育機能施設を一体的に設置した認定こども園であり、保育機能施設に入所していた園児を引き続き幼稚園に入園させて、一貫した教育及び保育を行う。

#### 2 名称・所在地

認定こども園文京区立湯島幼稚園	
所在地	文京区本郷一丁目1番（以下、住居表示未定）
開設年月	令和7年4月（予定）
認定こども園文京区立柳町幼稚園	
所在地	文京区小石川一丁目23番6号
開設年月	令和8年4月（予定）
認定こども園文京区立明化幼稚園	
所在地	文京区千石一丁目13番（以下、住居表示未定）
開設年月	令和9年4月（予定）
認定こども園文京区立後楽幼稚園	
所在地	文京区後楽一丁目7番（以下、住居表示未定）
開設年月	令和9年4月（予定）

### 第3 運営

#### 1 定員

定員については、4園に共通する。ただし、開設に当たっては、その時々々の待機児童数や在園児数等の状況を総合的に考慮の上で、定員を設定する。

クラス 認定区分	保育機能施設		幼稚園			合 計
	1 歳 (1クラス)	2 歳 (1クラス)	3 歳 (2クラス)	4 歳 (2クラス)	5 歳 (2クラス)	
1号認定			16	26	26	68
2号認定			14	14	14	42
3号認定	10	11				21
合 計	10	11	30	40	40	131

#### 《認定区分とは》

認定こども園を利用する子どもは、以下の3つの認定区分に分かれる。

1号認定…満3歳から5歳の就学前の子ども

2号認定…満3歳から5歳の就学前の子どもであって、保育を必要とする子ども

3号認定…満3歳未満の就学前の子どもであって、保育を必要とする子ども

#### 2 教育・保育時間

	教育・保育	預かり保育	延長保育
1号認定	午前9時～ 午後2時	午前8時～午前9時、 午後2時～午後6時15分 (長期休業日は午前8時 ～午後6時15分)	
2号認定	午前7時15分～ 午後6時15分		午後6時15分～ 午後7時15分
3号認定	午前7時15分～ 午後6時15分		午後6時15分～ 午後7時15分

《保育必要量の認定》

2号認定及び3号認定は、保育を必要とする事由に応じて「保育標準時間」又は「保育短時間」の認定をする。なお、実際の保育時間は、保護者の勤務時間等の状況により保育時間を決定する。

保育標準時間…午前7時15分～午後6時15分までの範囲内（最大11時間）

保育短時間…午前9時～午後5時までの範囲内（最大8時間）

3 開園日

	金曜日 月曜日 （	土曜日	日曜日	祝日	年末年始	長期休業日	開園記念日	都民の日	振替休業日
1号認定	○	×	×	×	△	×	×	×	×
預かり保育 （登録利用）	○	×	×	×	×	○	○	○	○
預かり保育 （一時利用）	○	×	×	×	△	※	※	※	※
2号認定	○	○	×	×	×	○	○	○	○
3号認定	○	○	×	×	×	○	○	○	○

ただし、園行事、年末保育を除く。

※ 緊急（急病、冠婚葬祭等）の場合に限る。

4 職員体制

(1) 施設長

ア 認定こども園の施設長

幼稚園長が兼務する。

イ 幼稚園の施設長

幼稚園長を置く。

ウ 保育機能施設の施設長

幼稚園長が兼務する。

(2) 幼稚園の副園長を置く。

(3) 幼稚園教諭

保育機能施設部分も含め、幼稚園教諭（原則、保育士資格を有する者）を置く。ま

た、その者の中から、幼稚園長及び副園長を補佐する主任を1名命じる。

- (4) 栄養士、看護師、事務、用務を置く。
- (5) 学校医、学校歯科医、学校薬剤師を委嘱する。
- (6) その他

11時間保育、延長保育、預かり保育等を実施するため、保育補助を配置する。

## 5 給食の提供

- (1) 全ての園児に完全給食を提供する。
- (2) 2号認定及び3号認定並びに預かり保育の園児に、おやつを提供する。
- (3) 延長保育の園児には、延長保育補食を提供する。

## 第4 教育・保育の内容

### 1 カリキュラム

本区においては、幼児期の質の高い幼児教育・保育を実現するため、生きる力の基礎の育成を「軸」に添えた「文京区版幼児教育・保育カリキュラム」を策定しており、区立幼稚園、区立保育園及び認定こども園の各園において、全体的な計画や指導計画の編成及び振り返りの羅針盤として活用し、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育・保育の充実に取り組むこととしている。

また、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における教育及び保育は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）により、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を踏まえて行わなければならないとされている。

幼稚園型認定こども園においては、「幼稚園教育要領」は基より、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を踏まえ、また、「文京区版幼児教育・保育カリキュラム」を活用し、幼児教育と保育を一体的に行う施設の特性を活かした全体的な計画や指導計画を編成し、1歳から5歳までの一貫した教育及び保育を提供する。

### 2 一日の過ごし方

別紙1参照

### 3 特別保育

特別な配慮を必要とする園児への指導は、個々の園児の状態などに応じた指導内容や指導方法を工夫し、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮した教育及び保育を行う。

- (1) 申し込み
  - ア 1号認定

面接、行動観察、特別支援教育相談委員会等を実施する。

イ 2号認定及び3号認定

入所選考後、面接、行動観察、特別支援教育相談委員会等を実施する。

(2) 受入れ体制

判定結果に応じ、特別保育支援員等を配置する。

(3) 預かり保育

判定結果に応じ、保育補助を配置する。

4 医療的ケア児

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）に基づき、在園する医療的ケア児に対して適切な支援を行う。

(1) 申し込み

面談、行動観察、医療的ケア判定会等を実施する。

(2) 受け入れ体制

判定結果に応じ、看護師の配置等、必要な措置を講じる。

5 子育て支援事業

地域の子育て世帯への支援として、以下の3つの事業を実施する。なお、(3)の事業については、認定こども園を開設した後に準備が整い次第、実施する。

(1) 地域の子ども及び保護者同士の交流の場等を設け、保護者の相談に応じ、情報の提供、助言並びに援助を行う事業

(2) 地域の保護者からの相談を受け付け、助言及び援助を行う事業

(3) 地域の子どもの一時保育事業

事業名	対象	利用要件	利用日	利用時間	定員
緊急一時保育	区内在住 1歳児クラスの年齢から	保護者の病気、出産又は家族の看護等	月曜日～土曜日（日曜日・祝日・年末年始等を除く）	午前7時15分～午後6時15分	各園2人
リフレッシュ一時保育	区内在住 1歳児クラスの年齢から	理由を問わず利用可能	月曜日～金曜日（土曜日・日曜日・祝日・年末年始等を除く）	午前8時30分～午後6時	各園2人 （緊急一時保育の定員に空きがある場合のみ）

## 第5 預かり保育

1号認定の在園児を対象として、預かり保育を実施する。

保育時間	月曜日～金曜日	午前8時～午前9時、 午後2時～午後6時15分
	長期休業日、開園記念日、都民の日、振替休業日	午前8時～午後6時15分
定員	登録利用	25人
	一時利用 ※	10人

※ 一時利用については、長期休業日、開園記念日、都民の日及び振替休業日は、緊急（急病、冠婚葬祭等）の場合に限る。

## 第6 延長保育等

### 1 延長保育

2号認定及び3号認定の在園児を対象として、延長保育を実施する。

保育時間	午後6時15分～午後7時15分	
定員	月極利用	18人
	日を指定して利用（スポット）	6人

### 2 保育短時間認定スポット

2号認定及び3号認定の保育短時間の在園児を対象に、勤務等の都合を理由として、保育短時間認定スポットを実施する。

保育時間	午前7時15分～午前9時、午後5時～午後6時15分
------	---------------------------

## 第7 年末保育

2号認定及び3号認定の在園児を対象として、年末保育を実施する。なお、実施規模等については、各園のニーズを踏まえた上で決定する。

実施日	12月29日及び30日（日曜日を除く）
保育時間	午前7時15分～午後6時15分

第8 入園選考

1 園児募集

	幼稚園		保育機能施設
	1号認定	2号認定	3号認定
募集方法	幼稚園型認定こども園の1号認定として募集	認可保育所(区立・私立)等の園児募集の枠組みで募集	
対 象	区内在住の3～5歳児	区内在住の3～5歳児	1～2歳児
申込に際しての留意事項	(1) 区立幼稚園又はお茶の水女子大学こども園(幼稚園部分)との併願は不可 (2) 区立幼稚園又はお茶の水女子大学こども園(幼稚園部分)の在園児の申込みは無効 (3) 入園後に区外転出した場合は退園となる (4) 認定区分ごとに定員枠があるため、入園後の区分変更は原則不可	(1) 入園後に区外転出した場合は退園となる (2) 認定区分ごとに定員枠があるため、入園後の区分変更は原則不可	3歳児クラス(2号認定)に進級する際は、区内在住が条件。
入園予定者の決定	申込者数が募集人員数を超えたときは、抽選会を実施。 ※ 入園希望の園の1号認定に、兄・姉が在園している申込者を優先して扱う。ただし、応募状況によっては抽選となる場合がある。	保育の必要性の認定、入所・延長保育の選考を実施。	
面接・健康診断	各園で、入園予定者の面接と健康診断を実施。	各園で、入園予定者の面接と健康診断を実施。	
再募集・二次募集	定員に空きのある園について、再募集を実施。再募集に係る留意事項は以下のとおり。 (1) 定員に空きがない園の補欠登録の申請も受け付け (2) 申込できるのは1園のみ (3) 既に区立幼稚園又は区立認定こども園(1号認定)で補欠の方	定員に空きのある園について、二次募集を実施。留意事項は以下のとおり。 (1) 一次募集で保留となった方は、自動的に二次募集に回る (2) 希望する園を変更する場合、二次募集期間内の届け出が必要	



	<p>は、事前に補欠となっている園に補欠登録の取下げが必要</p> <p>(4) 預かり保育（登録利用）も希望する場合は、同時に申請受け付け</p> <p>(5) 再募集以降は、先着順で入園予定者を決定</p>	
転園	<p>新規入園児の募集とは別に、翌年度4月からの転園希望者を対象にした転園申請（以下「4月転園申請」という。）を実施。留意事項は以下のとおり。</p> <p>(1) 4月転園申請期間中に申請したものの転園できなかった場合は、在園中の園に引き続き在園できる</p> <p>(2) 4月転園申請以外で転園を希望する場合は、在園中の園を退園した後に、新たに入園申請が必要</p>	<p>転園希望は、新規入園児の募集において受け付け。留意事項は以下のとおり。</p> <p>(1) 転園申込をしたものの転園できなかった場合は、在園中の園に引き続き在園できる</p> <p>(2) 転園が内定した時点で、在園中の園（転園元）は退園となる</p> <p>(3) 転園の内定が出た場合は、内定辞退をしても元の園に戻ることはできない</p>

※ 園児募集から入園までの流れは、別紙2を参照

## 2 預かり保育

	登録利用	一時利用
募集方法	幼稚園型認定こども園の預かり保育として募集	
対象	教育時間以外の間も保護者の就労等により保育を必要とする、1号認定の入園予定者又は在園児。	1号認定の在園児。ただし、長期休業日、開園記念日、都民の日及び振替休業日は、緊急（急病、冠婚葬祭等）の場合に限る。
利用の決定	申込者数が募集人員数を超えたときは、優先順位に従い決定。同順位で募集人員を超えたときは抽選を実施。	利用する日の前月1日～22日に各園で申し込み。新規入園者は、5月から利用可能。

※ 利用申請から利用開始までの流れは、別紙2を参照

## 第9 保育料等

### 1 保育料

認定区分	月額保育料
1号認定	0円
2号認定	0円
3号認定	別紙3のとおり

### 2 預かり保育料

区 分	預かり保育料
登録利用	月額 8,900円
一時利用	日額 450円

ただし、保育の必要性の認定を受けた者は、登録利用及び一時利用の何れも0円。

### 3 延長保育利用料

区 分	延長保育利用料
月極利用	月額 別紙3のとおり
日を指定して利用（スポット）	日額 400円

### 4 保育短時間認定スポット保育利用料

日額	400円
----	------


ただし、日を指定して利用する延長保育を受けた場合は、当該日における保育短時間認定スポット保育利用料は免除。

## 第10 園章・園歌・園服等

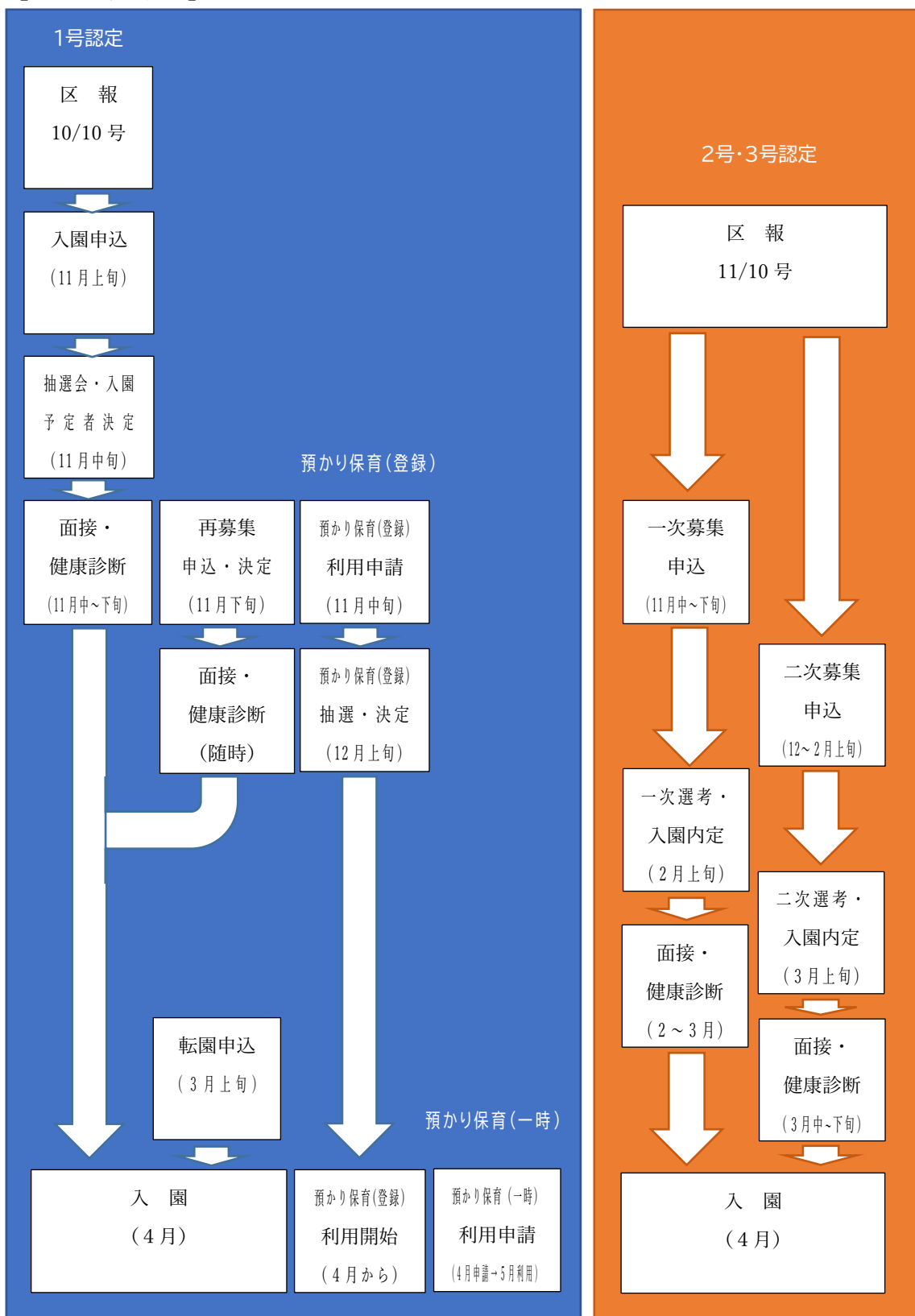
園章、園歌及び園服、帽子、かばん等の取扱いについては、各園の判断とする。

## 一日の過ごし方

	4・5歳児		3歳児		1・2歳児 (3号認定)
	(1号認定)	(2号認定)	(1号認定)	(2号認定)	
7:15		順次登園		順次登園	順次登園
8:00	預かり保育	登園	預かり保育	登園	保育
9:00	登園 教育時間	教育時間	登園 教育時間	教育時間	保育
11:30	給食	給食	給食	給食	給食
12:00	教育時間	教育時間	教育時間	教育時間	午睡
13:40			午睡	午睡	
14:00	降園		降園		
	午睡	午睡			
	おやつ 保育	おやつ 保育	おやつ 保育	おやつ 保育	おやつ 保育
18:15	順次降園	延長保育	順次降園	延長保育	延長保育
19:15					

※  . . . 幼稚園教育の時間

【入園選考の流れ】



## 【2号認定及び3号認定の月額保育料並びに延長保育料】

※ 記載の保育料は、令和5年10月分以降の保育料（予定）です。

※ 改定された場合は、改定後の金額を適用します。

保育料徴収金基準額表

階層区分	所得等の状況	月額保育料(円)			延長保育料(円)			
		3～5歳クラス	0～2歳クラス	第2子以降	4・5歳クラス	3歳クラス	1・2歳クラス	
A	被生活保護世帯		0	保護者が同一生計で2人以上の子を扶養している場合、第2子以降の保育料を免除	0	0	0	
B	区民税非課税世帯		0		0	0	0	
C	区民税均等割のみ		1,900		600	600	600	
D0	区民所得割	48,000円未満	2,400		0	900	900	900
D1		48,000～49,000円未満	6,700					
D2		49,000～58,000円未満	8,300					
D3		58,000～66,000円未満	9,400					
D4		66,000～85,000円未満	15,400					
D5		85,000～103,000円未満	19,100					
D6		103,000～121,000円未満	21,500					
D7		121,000～139,000円未満	23,600					
D8		139,000～157,000円未満	25,500					
D9		157,000～185,000円未満	27,500					
D10		185,000～221,000円未満	29,200					
D11		221,000～256,000円未満	31,000					
D12		256,000～280,000円未満	32,500					
D13		280,000～303,000円未満	34,200					
D14		303,000～324,000円未満	35,700					
D15		324,000～342,000円未満	37,200					
D16		342,000～360,000円未満	38,500					
D17		360,000～378,000円未満	40,000					
D18		378,000～468,000円未満	43,400					
D19		468,000～501,000円未満	48,900					
D20		501,000～546,000円未満	53,700					
D21		546,000～666,000円未満	57,500					
D22		666,000～890,000円未満	62,500					
D23		890,000～1,220,000円未満	67,500					
D24		1,220,000～1,520,000円未満	72,500					
D25	1,520,000円以上	77,500						
				1,800	1,800	1,500		
				1,800	2,200	1,900		
				2,200	2,600	2,100		
				2,200	2,600	2,700		

○上記表の税額は年額です。区民税所得割額は、住宅借入金等控除・配当控除等がある場合は、控除前の税額を適用します。

○上記の月額保育料、延長保育料は、保育標準時間認定を受けた場合となります。

保育短時間認定を受けた場合、保育標準時間認定の場合より、保育料が約1.7%低くなります（100円未満切捨て）。

○根津保育園0歳児クラス（満1歳以上）在籍で延長保育を利用する場合、1・2歳クラスの延長保育料を適用します。

○OC～D4階層のひとり親世帯等の月額保育料は、上記表の半額となります。

○未婚のひとり親（＊）世帯に該当する場合、原則、地方税法上の寡婦（寡夫）控除が適用されるものとみなして保育料を決定します。

\*婚姻によらないで母（または父）となった者であって、現に婚姻（事実婚を含む）をしていない者

## 「文京区立幼稚園の認定こども園化検討委員会報告書」（平成 28 年）との比較

報告書の内容	変更した内容
(1) 定員の総数について 150 人～170 人（多くとも 200 人未満）の規模が望ましい。	131 人 （4 園に共通する。ただし、開設に当たっては、その時々々の待機児童数や在園児数等の状況を総合的に考慮の上で、定員を設定する。）
(2) 認定こども園の類型について 幼稚園型の認定こども園が望ましい。	—
(3) 現状の幼稚園の定員との関係 現状の幼稚園の定員をできる限り確保することを前提とすることが望ましい。	—
(4) 学級編制について 1 クラスの学級編制は原則、30 人以下が望ましい。	—
(5) 保育者の配置について 学級編制をしたクラスは、原則、幼稚園教諭と保育士のダブル担任制が望ましい。	全てのクラスには、原則、保育士資格を有する幼稚園教諭を複数配置する。
(6) 定員設定について 1～5 歳児について定員を設定することが望ましい。	—
(7) 食事の提供について 原則、1 号認定子どもも含めた自園調理による完全給食を実施することが望ましい。	—